舗装予防保全業務委託契約等に関する留意事項（補足）

令和８(2026)年９月 11 日
栃木土木事務所総務課経理担当

○ **「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」といいます。)」における別紙および説明書について**

第９条第１項に規定する対象業務委託の場合は、契約書を作成する前に、建設リサイクル法に基づき分別解体等の方法等について業務委託担当課の監督員に「説明書」を提出して協議してください。

また、監督員との協議終了後、その内容を、「別紙」に記入し、契約書に添付して下さい。

なお、「道路維持管理業務委託契約書」鏡に「６　解体工事に要する費用等　別紙のとおり」と追記してください（参考１参照)。

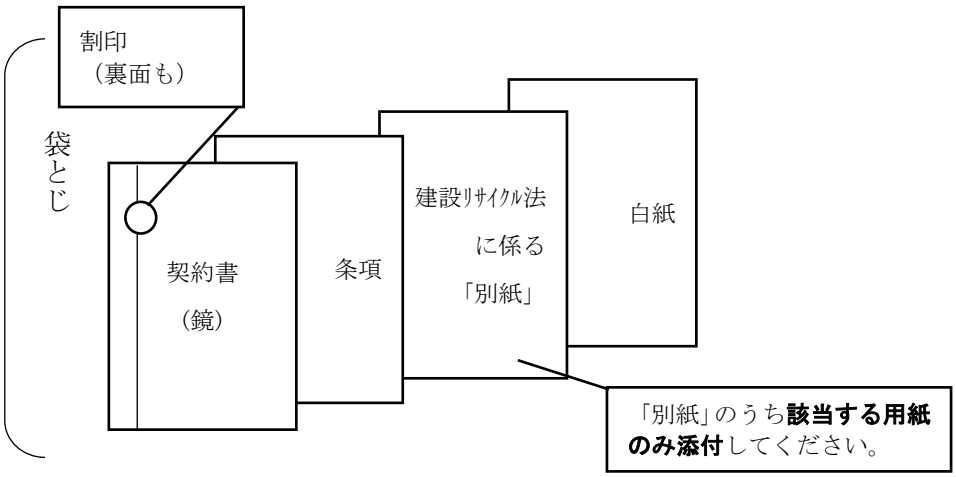
○ **契約書について**

契約書は、別添「道路維持管理業務委託契約書」となります。

電子データは、道路保全課のホームページ
(https://www.pref.tochigi.lg.jp/h05/douroizikanri_keiyakusho.html)
に紙契約用と電子契約用がありますので、必要な方をダウンロードの上、ご使用ください。

（参考）契約書のとじ方

下記のとおり**袋とじ**して、**表と裏に割印**を押してください。



※裏面も必ずご覧ください。

○ **条文の削除について**

第３８条、第３９条及び第４０条が削除となります。

○ **工程表について（条文なし）**

工程表の提出は不要です。

○ **選任通知書について（第 11 条関係）**

「現場代理人及び主任技術者選任通知書（様式第 5-1 号)」の提出をお願いします。添付書類につきましては、工事請負契約と同様となります。

なお、通知書を作成する際は、様式第 5-1 号の「工事名」を「委託業務名」、「工事箇所」を「委託箇所」に修正の上、作成願います。

○ **下請負人の通知について（第７条関係）**

別添のとおり「工事部分下請負通知書（様式第 28 号)」を修正の上、注文書・請書などを添付し、提出をお願いします。

○ **前金払について**

本業務委託は前金払の請求が可能です。前払金額は、原則業務委託料の３割以内となりますが、詳しくは監督員にご確認ください。

○ **建設業退職金共済掛金納付について**

証紙を購入した場合は、契約後１ヶ月以内に掛金収納書提出用台紙の提出をお願いします。